

人事委員会年報

平成 18 年度

新潟市人事委員会

目 次

第1章 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会事務局組織及び所掌事務	2
4	予算	3
5	人事委員会の開催状況	4

第2章 事業概要

1	採用選考	8
2	昇任選考	8
3	その他の任命権者からの申請に基づく承認	9
4	勤務条件に関する措置要求	10
5	不利益処分に関する不服申立て	10
6	苦情相談	10
7	職員団体の登録	11
8	管理職員等の範囲	12
9	労働基準監督機関としての職権の行使	15
10	条例の制定，改廃に対する意見	15
11	人事委員会規則等の制定，改廃	17

第1章 組織と運営

1 人事委員会の設置

地方公務員法第7条第1項の規定により、都道府県及び政令指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされ、また、同条第2項の規定により、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、人事委員会を置くことができるとされています。

本市においては、平成19年4月1日の政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成18年12月、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく新潟市人事委員会設置条例（平成18年新潟市条例第75号）を制定し、平成19年1月11日人事委員会を設置しました。

2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

任期は4年ですが、委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4年、3年、2年とすることとされています。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

(平成19年1月11日現在)

職	氏名	任期	現職
委員長	丸山 正	平成19年1月11日から 平成23年1月10日まで	弁護士
委員 委員長職務代理者	木戸 邦彦	平成19年1月11日から 平成21年1月10日まで	新潟空港ビルディング(株) 常勤監査役 (元新潟市総務局総務部長)
委員	大掛 幸子	平成19年1月11日から 平成22年1月10日まで	新潟万代島総合企画(株) 催事運営部門チーフマネージャー

3 人事委員会事務局組織及び所掌事務

平成 19 年 1 月 11 日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

【組織】（7 人）

事務局長 1 人 — 次長 1 人 — 次長補佐 1 人 — 主査 4 人
(市長部局併任) (うち市長部局併任 1 人)

【所掌事務】

- (1) 人事委員会の会議に関する事。
- (2) 人事委員会規則、規程等の制定及び改廃に関する事。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する事。
- (4) 人事記録の管理に関する事。
- (5) 人事に関する統計報告に関する事。
- (6) 競争試験、選考その他の任用に関する事。
- (7) 職階制に関する事。
- (8) 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度に関する調査研究に関する事。
- (9) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関する事。
- (10) 給与の支払いの監理に関する事。
- (11) 分限及び懲戒に関する事(任命権者が所掌する事務を除く。)
- (12) 勤務条件の措置要求に関する事。
- (13) 不利益処分についての不服申立てに関する事。
- (14) 職員の苦情処理に関する事。
- (15) 管理職員等の範囲に関する事。
- (16) 職員団体の登録に関する事。
- (17) 労働基準監督機関の権限行使に関する事。
- (18) 公印の管理に関する事。
- (19) 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- (20) 事務局職員の人事、給与及び服務に関する事。
- (21) 事務局の予算、決算その他庶務に関する事。

4 予算

平成 18 年度における本委員会の予算は、次のとおりです。

単位：千円

科 目	予 算 額
人 事 委 員 会 費	1 2, 2 4 3
1 節 報酬	1, 0 4 2
2 節 給料	7, 0 4 6
3 節 職員手当等	1, 6 4 6
4 節 共済費	1, 1 1 7
9 節 旅費	2 3 5
1 1 節 需用費	2 9 5
1 2 節 役務費	1 1 2
1 3 節 委託料	7 5 0

5 人事委員会の開催状況

本委員会の平成 18 年度における開催状況は次のとおりです。

区 分	開催年月日	議 案 等
第 1 回 定例会	平成 19 年 1 月 11 日 9:30 開会 11:50 閉会	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新潟市人事委員会委員長の選任について ※ 委員長職務代理者の指定 2 新潟市人事委員会議事規則の制定について 3 新潟市人事委員会事務局の組織等に関する規則の制定について 4 新潟市人事委員会公印規則の制定について 5 新潟市人事委員会会議傍聴規則の制定について 6 新潟市情報公開条例施行規則の制定について 7 新潟市個人情報保護条例施行規則の制定について 8 新潟市職員任用規則の制定について 9 新潟市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の制定について 10 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の制定について 11 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の制定について 12 新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について 13 新潟市消防職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について 14 新潟市職員の営利企業等の従事制限に関する規則の制定について 15 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する規則の制定について 16 新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則の制定について 17 新潟市職員の俸給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置等に関する規則の制定について 18 新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の制定について 19 新潟市職員の定年に係る勤務延長に関する規則の制定について 20 新潟市職員の懲戒の手続及び効果に関する規則の制定について 21 新潟市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査請求に関する規則の制定について 22 新潟市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の制定について 23 新潟市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の

		<p>制定について</p> <p>24 新潟市職員からの苦情相談に関する規則の制定について</p> <p>25 新潟市職員の職員団体の登録等に関する規則の制定について</p> <p>26 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の制定について</p> <p>27 新潟市職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の上限を定める規則の制定について</p> <p>28 新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の制定について</p> <p>29 新潟市人事委員会電子計算機処理管理運営規程の制定について</p> <p>30 新潟市人事委員会被服類貸与規程の制定について</p> <p>31 新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エ及びオの規定に基づく基準の告示について</p> <p>32 地方自治法第180条の2の規定に基づく市長との協議について</p> <p>33 大都市人事委員会連絡協議会及び全国人事委員会連合会への加盟について</p> <p>報告</p> <p>1 平成18年度予算について</p> <p>2 新潟市公平委員会との事務引継について</p> <p>3 財団法人 日本人事試験研究センター賛助会員加入について</p>
第2回 定例会	平成19年 1月26日 16:30 開会 18:39 閉会	<p>議案</p> <p>1 昇任基準表の制定について</p> <p>2 職員を昇任させるための選考について</p> <p>3 平成17年(不)第1号事案について</p> <p>4 平成17年(不)第2号事案について</p> <p>報告</p> <p>1 年間スケジュールについて</p> <p>2 採用試験ホームページ・パンフレット作成に係る企画競争について</p>
第3回 定例会	平成19年 2月8日 15:00 開会 17:21 閉会	<p>議案</p> <p>1 職員を昇任させるための選考について</p> <p>2 平成17年(不)第2号事案について</p> <p>報告</p> <p>1 2月議会提案予定の条例件名について</p> <p>2 平成19年度職員採用試験の実施方法について</p>
第4回 定例会	平成19年 2月22日 15:00 開会 17:59 閉会	<p>議案</p> <p>1 解雇予告除外認定について</p> <p>2 新潟市人事委員会が行う職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権を委任する規則の制定について</p> <p>3 平成19年2月議会定例会条例案に対する人事委員会の意見について</p>

		<p>4 平成17年(不)第2号事案について 報告</p> <p>1 平成19年度職員採用試験関係業務実施計画の概要について</p>
第5回 定例会	平成19年 3月8日 15:00 開会 19:15 閉会	<p>議案</p> <p>1 職員を昇任させるための選考について</p> <p>2 臨時的任用の職の承認について</p> <p>3 平成19年度職員採用試験計画について</p> <p>4 平成18年度(措)第1号事案について</p> <p>5 平成17年(不)第2号事案について</p> <p>報告</p> <p>1 2007年度民間給与実態調査等に関する要請について</p>
第6回 定例会	平成19年 3月22日 15:00 開会 17:19 閉会	<p>議案</p> <p>1 新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の制定について</p> <p>2 新潟市職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の制定について</p> <p>3 新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の制定について</p> <p>4 新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の制定について</p> <p>5 新潟市職員の扶養手当に関する規則の制定について</p> <p>6 新潟市職員の通勤手当に関する規則の制定について</p> <p>7 新潟市職員の地域手当に関する規則の制定について</p> <p>8 新潟市職員の住居手当に関する規則の制定について</p> <p>9 新潟市職員の単身赴任手当に関する規則の制定について</p> <p>10 新潟市職員の時間外勤務手当等に関する規則の制定について</p> <p>11 新潟市職員の宿日直手当に関する規則の制定について</p> <p>12 新潟市職員の管理職手当に関する規則の制定について</p> <p>13 新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の制定について</p> <p>14 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の制定について</p> <p>15 新潟市職員の災害派遣手当に関する規則の制定について</p> <p>16 新潟市職員の俸給等の支給に関する規則の制定について</p> <p>17 新潟市職員の俸給の半減に関する規則の制定について</p> <p>18 新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則の制定について</p> <p>19 新潟市一般職の任期付研究員の給与の特例に関する規則の制定について</p> <p>20 新潟市教育職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の制定について</p> <p>21 新潟市教育職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の制定について</p> <p>22 新潟市職員の定時制教育手当に関する規則の制定について</p>

		<p>23 新潟市教育職員の産業教育手当に関する規則の制定について</p> <p>24 新潟市教育職員の教職調整額の支給方法に関する規則の制定について</p> <p>25 新潟市給与条例の運用方針等の制定について</p> <p>26 職務の級を決定する際における承認基準の制定について</p> <p>27 俸給の号俸決定に関する特例承認基準の制定について</p> <p>28 新潟市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について</p> <p>29 事務局職員の異動について</p> <p>30 一般職の任期付職員の採用の承認について</p> <p>31 公平審査事案について</p> <p>報告</p> <p>1 苦情相談について</p>
第7回 定例会	平成19年 3月29日 15:00 開会 16:10 閉会	<p>議案</p> <p>1 新潟市教育職員の管理職手当に関する規則の制定について</p> <p>2 新潟市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の制定について</p> <p>3 新潟市教育職員の管理職手当の運用通知の制定について</p> <p>4 新潟市職員任用規則の一部改正について</p> <p>5 新潟市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部改正について</p> <p>6 新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>7 新潟市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正について</p> <p>8 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>9 新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部改正について</p> <p>10 職員の採用選考にかかる委任請求の承認について</p> <p>11 採用教員の俸給決定のための承認について</p> <p>12 職員の昇格俸給決定のための承認について</p> <p>13 俸給表の適用の特例承認について</p> <p>14 俸給の調整額の特例承認について</p> <p>15 宿日直手当支給額の特例承認について</p>

第2章 事業概要

1 採用選考

選考により採用できる職は、新潟市職員任用規則の規定により、定められています。

また、その一部を新潟市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定により、各任命権者に委任しています。

平成18年度の採用選考について、各任命権者に委任しているもの以外は該当ありませんでした。

2 昇任選考

職員の昇任は、新潟市職員任用規則の規定により、一部を除き選考によることができます。

また、その一部を新潟市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定により、各任命権者に委任しています。

平成18年度の昇任選考について、各任命権者に委任しているもの以外は次のとおりです。

単位：人

区分	役職	任命権者					計
		市長	消防長	教育委員会	議長	水道事業管理者	
一般	部長	9			1	2	12
	課長	27	5	7		3	42
医師	課長	2					2
計		38	5	7	1	5	56

3 その他の任命権者からの申請に基づく承認

本委員会が任命権者からの申請に対し、承認した事項は次のとおりです。

(1) 任用関係

承認年月日	任命権者	内 容	対象数
平成 19 年 3 月 8 日	市 長	新潟市職員任用規則第 40 条の規定に基づく臨時的任用の職の承認について	28 人
平成 19 年 3 月 22 日	市 長	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づく一般職の任期付職員の採用の承認について	2 人

(2) 給与関係

承認年月日	任命権者	内 容	対象数
平成 19 年 3 月 29 日	市 長 教育委員会	新潟市職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の規定による採用選考者の職務の級及び号俸決定のための承認について	40 人
	教育委員会	新潟市教育職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の規定による採用教員の俸給決定のための承認について	5 人
	市 長 議 長 教育委員会 人事委員会 代表監査委員 消 防 長	新潟市職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則第 19 条第 1 項第 1 号の規定に基づく職員の昇格俸給決定のための承認について	79 人
	市 長 教育委員会	新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の規定に基づく俸給表の適用の特例承認について	133 人
	市 長	新潟市職員の俸給の調整額に関する規則第 2 条ただし書きの規定に基づく俸給の調整額の特例承認について	2 人
	市 長	新潟市職員の宿日直手当に関する規則第 3 条第 1 項第 2 号括弧書きの規定に基づく宿日直手当支給額の特例承認について	2 業務

4 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法の規定により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

平成 18 年度における勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	要求年月日	審理状況
平成 18 年度（措） 第 1 号事案	昇給の実施	平成 19 年 2 月 28 日	継続中

5 不利益処分に関する不服申立て

地方公務員法の規定により、職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、不服申立てをすることができます。

この不服申立てを受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

平成 18 年度における不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成 17 年（不） 第 1 号事案	懲戒（減給）処分取消	平成 17 年 2 月 25 日	継続中
平成 17 年（不） 第 2 号事案	転任処分取消	平成 17 年 5 月 27 日	継続中

6 苦情相談

平成 18 年度における職員からの苦情相談の概要は、次のとおりです。

単位：人

任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	いじめ等 関係	計
2						2

7 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
新潟市職員組合	新潟市白山浦 1 丁目 425 番地 9 新潟市役所白山浦庁舎内
新潟市教職員組合	新潟市旭町通 1 番町 86 番地
新潟市教職員労働組合	新潟市柳原 6 丁目 3 番 3 号
新潟市立高等学校教職員組合	新潟市川岸町 2 丁目 11 番 4 号 高校会館内

8 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているので、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされています。

管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

	機関	職
本庁	議会事務局	局長，次長，課長，課長補佐
	市長部局	局長，部長，担当部長，副収入役，局及び部に置かれる室の室長，課長，担当課長，課長補佐，室長補佐，課に置かれる室の室長
		政策推進室市政創造推進課の副参事，主幹及び市長が特に命じた主査 政策推進室秘書課の秘書係長及び秘書担当の主事 総務局総務部総務課の行政組織係長 総務局総務部行政経営課の行政経営係長及び法務係長 総務局総務部人事課の人事係長，給与係長及び安全衛生係長並びに人事，給与及び服務担当の主事（企画に関する事務を行う者に限る。）並びに職員団体担当の主事及び主事補 企画財政局企画部計画調整課の副参事，主幹及び市長が特に命じた主査 企画財政局企画部企画課の副参事，主幹及び市長が特に命じた主査 企画財政局企画部政令指定都市推進課の副参事，主幹及び市長が特に命じた主査 企画財政局財政部財政課の係長 企画財政局財政部管財課の庁舎管理係長 都市整備局都市計画部新潟駅周辺整備事務所の所長及び所長補佐 会計課の係長 市民病院の院長，副院長，教育研修部長，医療情報部長，医療管理部長，地域医療部長，診療部長，中央手術部長，救命救急センター長，新生児医療センター長，看護部長，薬剤部長，医療技術部長，診療部の科部長，教育研修部教育研修室長，医療情報部の室長，医療管理部の室長，地域医療部の室長，診療部の室長，救命救急センター副センター長，新生児医療センター副センター長，看護部副部長，薬剤部副部長及び医療技術部の科長 市民病院事務局の局長，局次長，課長及び課長補佐
教育委員会事務局	教育長，部長，課長，課長補佐，課に置かれる室の室長 総務課の総務係長及び職員係長	

		学校指導課の庶務係長，総括管理主事，総括指導主事，管理主事
	選挙管理委員会事務局	局長，次長
	監査委員事務局	局長，次長
	人事委員会事務局	局長，次長，次長補佐，主幹，主査並びに企画に関する事務を担当する副主査及び主事
	農業委員会事務局	局長，次長
本庁以外の機関	埋蔵文化財センター	所長
	美術館	館長
	新津美術館	館長，課長
	しろね大凧と歴史の館	館長，副館長
	中之口先人館	館長
	東京事務所	所長
	消費生活センター	所長
	地区事務所	所長，次長
	連絡所	主任
	ふるまち行政サービスコーナー	所長
	パスポートセンター	所長
	中央卸売市場	場長，課長，課長補佐
	福祉事務所	所長，課長，課長補佐
	大山台高齢者福祉センター	所長
	保育園	園長
	児童館	館長
	母子生活支援施設さつき荘	所長
	明生園	園長
	知的障害者デイサービスセンター	所長
	ひしのみ園	園長
	園芸センター	所長
	こども相談センター	所長
	保健所	所長，次長，課長，課長補佐
	食品環境センター	所長
	地域保健福祉センター	所長
	衛生試験所	所長，次長，課長，課長補佐
	食肉衛生検査所	所長，所長補佐
	青山斎場	場長
	白根環境事業所	所長，次長
	資源再生センター	所長
	清掃センター	所長，所長補佐
	処分地管理事務所	所長
	土木事務所	所長，課長，課長補佐
	下水道管理センター	所長，次長，次長補佐
	下水処理場	場長
	支所	支所長，次長，課長，課長補佐，課に置かれる室の室長（新津支所，白根支所及び豊栄支所にあつては，これらの職のほか，総務課の総務係長及び管理財務係長）
	地域保健センター	所長
	新津クリーンセンター	所長

豊栄博物館	館長
早通出張所	所長
コミュニティセンター	所長
児童センター	所長
水の駅「ビュー福島潟」	館長
在宅介護支援センター 巻	所長
幼稚園	園長，教頭
小学校	校長，教頭
中学校	校長，教頭
高等学校	校長，教頭，定時制主事，事務長
養護学校	校長，教頭
生涯学習センター	所長，次長，次長補佐
中央公民館	館長，館長補佐
地区公民館	館長
図書館	館長，館長補佐
総合教育センター	所長，所長補佐
教育相談センター	所長
万代市民会館	館長
西新潟市民会館	館長
教育事務所	所長，課長，課長補佐
学校給食センター	所長（白根学校給食センター及び大鷲学校給食センターにあつては，所長，所長補佐）
新津B&G海洋センター	所長
白根学習館	館長
豊栄教育相談室	室長
豊栄総合体育館	館長
潟東ゆう学館	館長

備考

- 1 本庁の項中「市長部局」とは，新潟市行政組織規則（昭和51年新潟市規則第15号。以下「組織規則」という。）第4条に規定する機関をいう。
- 2 本庁の項中「課長補佐」，「室長補佐」及び本庁以外の機関の項中「次長」，「課長補佐」，「所長補佐」とは，2人以上の課長補佐，室長補佐，次長又は所長補佐を置く課，室又は所にあつては，組織規則第58条第4項並びに第65条第10項及び第67条第2項の規定によるその者の職務の分担が，人事，給与，服務等（労働関係をいう。）に関する事務以外の事務又は技術に限られる者を除いた者をいう。
- 3 本庁の項中「秘書担当の主事」とは，市長又は助役と必要に応じて行動を共にし，その行動計画の作成又は整理についての事務を担当する主事に限る。
- 4 本庁の項中「企画に関する事務を行う者」とは，人事，給与，服務に係る条例，規則，規程その他重要な事項についての企画，立案に関する事務を担当する者をいい，「職員団体担当の主事及び主事補」とは，職員団体との連絡，調整等の事務を担当する主事及び主事補をいう。
- 5 本庁の項中「市長が特に命じた主査」とは，組織規則第58条の3第1項に規定する主査をいう。
- 6 本庁以外の機関の項中「福祉事務所」とは，福祉事務所の出張所を除く福祉事務所をいう。

9 労働基準監督機関としての職権の行使

地方公務員法により、労働基準法等の規定中職員に関して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公共団体の行う労働基準法別表第1に掲げる同表第11号（郵便又は電気通信の事業）、第12号（教育、研究又は調査の事業）及び別表第1に掲げる事業に該当しない官公署の事業に従事する職員（企業職員及び技能労務職員を除く。）については、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うこととされています。

労働基準監督機関として平成18年度に職権を行使した事項は次のとおりです。

項 目	件 数
解雇予告除外認定	2
断続的な宿日直勤務の許可	2

10 条例の制定、改廃に対する意見

地方公務員法の規定により、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は、次のとおりです。

意見申出 年 月 日	条例名	概要	意見
平成19年 2月23日	新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正	民間企業では、休息时间（有給）に相当する制度がほとんど普及していないこと等を考慮して、国家公務員においては平成18年7月1日から休息時間を廃止した。 本市においても休息時間の廃止を導入しようとするもの。	適当な措置と考えます。 なお、職員の健康及び福祉などを考慮して、休憩時間を厳守されることを望みます。
	新潟市給与条例の一部改正	国家公務員の給与に係る「一般職の職員の給与に関する法律」の改正に準じた改正を行うもの。 扶養手当について、少子化対策の一環として、扶養親族である子等のうち3人目以降にかかる支給月額を1,000円引き上げて6,000円とし、2人目までと同額とする。	いずれも昨年の人事院勧告に基づいて国においても同様の措置がとられることを考慮いたしますと、適当な措置と考えます。

	<p>管理職手当について，定率制から定額制に改正するための支給月額の上限額設定を変更する。</p>	
新潟市職員の特 殊勤務手当支給 条例の一部改正	<p>制度の趣旨に合わない特殊勤務手当についての廃止や見直し，また，政令市移行の事務移譲に伴う支給対象業務の拡大による改正を行うもの。</p>	<p>手当の廃止に係る部分については，支給の必要性がなくなったものなどを廃止するもので，適切な措置と考えます。</p> <p>新たな追加に係る部分については，新潟県からの権限，事務の移譲に伴うものである状況を考慮し，現段階では，やむを得ない措置と考えます。</p> <p>なお，特殊勤務手当については支給の合理性や支給の対象となる勤務内容，支給方法の妥当性など，総合的な観点から，随時点検を実施し，継続的に見直しを図られるよう望みます。</p>
新潟市教育職員 の給与及び休暇 に関する条例の 一部改正	<p>給与法の改正に準じた改正を行うもの及び教員割愛人事を行うことにより県制度との整合性を維持するための改正を行うもの。</p> <p>管理職手当について，定率制から定額制に改正するための支給月額の上限額設定を変更する。</p> <p>通勤手当について，県からの割愛人事を行っている市立高等学校の教員に対しては，特例として，当面の間県制度に準拠することを附則に設ける。</p>	<p>管理職手当に係る部分については，適切な措置と考えます。</p> <p>通勤手当に係る部分については，当分の間の特例措置であり，円滑な人事交流や人材確保の観点を考慮し，現状では，やむを得ない措置と考えます。</p> <p>なお，通勤手当については，すみやかに市職員との均衡を図る措置がとられるよう望みます。</p>

11 人事委員会規則等の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

平成18年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

(1) 規則

番 号	公 布 年月日	施 行 年月日	名 称	制定改廃
平成19年 第1号	平成19年 1月17日	平成19年 1月17日	新潟市人事委員会議事規則	制 定
平成19年 第2号	平成19年 1月17日	平成19年 1月17日	新潟市人事委員会事務局の組織等に関する規則	制 定
平成19年 第3号	平成19年 1月17日	平成19年 1月17日	新潟市人事委員会公印規則	制 定
平成19年 第4号	平成19年 1月17日	平成19年 1月17日	新潟市人事委員会会議傍聴規則	制 定
平成19年 第5号	平成19年 1月17日	平成19年 1月17日	新潟市情報公開条例施行規則	制 定
平成19年 第6号	平成19年 1月17日	平成19年 1月17日	新潟市個人情報保護条例施行規則	制 定
平成19年 第7号	平成19年 1月17日	平成19年 1月17日	新潟市職員任用規則	制 定
平成19年 第8号	平成19年 1月17日	平成19年 1月17日	新潟市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則	制 定
平成19年 第9号	平成19年 1月17日	平成19年 1月17日	新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する規則	制 定
平成19年 第10号	平成19年 1月17日	平成19年 1月17日	新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する規則	制 定
平成19年 第11号	平成19年 1月17日	平成19年 1月17日	新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則	制 定
平成19年 第12号	平成19年 1月17日	平成19年 1月17日	新潟市消防職員の職務に専念する義務の特例に関する規則	制 定
平成19年 第13号	平成19年 1月17日	平成19年 1月17日	新潟市職員の営利企業等の従事制限に関する規則	制 定

平成 19 年 第 14 号	平成 19 年 1 月 17 日	平成 19 年 1 月 17 日	外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する規則	制 定
平成 19 年 第 15 号	平成 19 年 1 月 17 日	平成 19 年 1 月 17 日	新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則	制 定
平成 19 年 第 16 号	平成 19 年 1 月 17 日	平成 19 年 1 月 17 日	新潟市職員の俸給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置等に関する規則	制 定
平成 19 年 第 17 号	平成 19 年 1 月 17 日	平成 19 年 1 月 17 日	新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する規則	制 定
平成 19 年 第 18 号	平成 19 年 1 月 17 日	平成 19 年 1 月 17 日	新潟市職員の定年に係る勤務延長に関する規則	制 定
平成 19 年 第 19 号	平成 19 年 1 月 17 日	平成 19 年 1 月 17 日	新潟市職員の懲戒の手続及び効果に関する規則	制 定
平成 19 年 第 20 号	平成 19 年 1 月 17 日	平成 19 年 1 月 17 日	新潟市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査請求に関する規則	制 定
平成 19 年 第 21 号	平成 19 年 1 月 17 日	平成 19 年 1 月 17 日	新潟市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則	制 定
平成 19 年 第 22 号	平成 19 年 1 月 17 日	平成 19 年 1 月 17 日	新潟市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則	制 定
平成 19 年 第 23 号	平成 19 年 1 月 17 日	平成 19 年 1 月 17 日	新潟市職員からの苦情相談に関する規則	制 定
平成 19 年 第 24 号	平成 19 年 1 月 17 日	平成 19 年 1 月 17 日	新潟市職員の職員団体の登録等に関する規則	制 定
平成 19 年 第 25 号	平成 19 年 1 月 17 日	平成 19 年 1 月 17 日	新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則	制 定
平成 19 年 第 26 号	平成 19 年 1 月 17 日	平成 19 年 1 月 17 日	新潟市職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の上限を定める規則	制 定
平成 19 年 第 27 号	平成 19 年 2 月 28 日	平成 19 年 2 月 28 日	新潟市人事委員会が行う職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権を委任する規則	制 定
平成 19 年 第 28 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則	制 定
平成 19 年 第 29 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則	制 定

平成 19 年 第 30 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の俸給の調整額に関する規則	制 定
平成 19 年 第 31 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の初任給調整手当に関する規則	制 定
平成 19 年 第 32 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の扶養手当に関する規則	制 定
平成 19 年 第 33 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の通勤手当に関する規則	制 定
平成 19 年 第 34 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の地域手当に関する規則	制 定
平成 19 年 第 35 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の住居手当に関する規則	制 定
平成 19 年 第 36 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の単身赴任手当に関する規則	制 定
平成 19 年 第 37 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の時間外勤務手当等に関する規則	制 定
平成 19 年 第 38 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の宿日直手当に関する規則	制 定
平成 19 年 第 39 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の管理職手当に関する規則	制 定
平成 19 年 第 40 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則	制 定
平成 19 年 第 41 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則	制 定
平成 19 年 第 42 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の災害派遣手当に関する規則	制 定
平成 19 年 第 43 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の俸給等の支給に関する規則	制 定
平成 19 年 第 44 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の俸給の半減に関する規則	制 定
平成 19 年 第 45 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則	制 定

平成 19 年 第 46 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市一般職の任期付研究員の給与の特例に関する規則	制 定
平成 19 年 第 47 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市教育職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則	制 定
平成 19 年 第 48 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則	制 定
平成 19 年 第 49 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の定時制教育手当に関する規則	制 定
平成 19 年 第 50 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市教育職員の産業教育手当に関する規則	制 定
平成 19 年 第 51 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市教育職員の教職調整額の支給方法に関する規則	制 定
平成 19 年 第 52 号	平成 19 年 3 月 28 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成 19 年 第 53 号	平成 19 年 3 月 30 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市教育職員の管理職手当に関する規則	制 定
平成 19 年 第 54 号	平成 19 年 3 月 30 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則	制 定
平成 19 年 第 55 号	平成 19 年 3 月 30 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員任用規則の一部を改正する規則	一部改正
平成 19 年 第 56 号	平成 19 年 3 月 30 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成 19 年 第 57 号	平成 19 年 3 月 30 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成 19 年 第 58 号	平成 19 年 3 月 30 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則	一部改正
平成 19 年 第 59 号	平成 19 年 3 月 30 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一部改正

(2) 訓令

番 号	公 布 年月日	施 行 年月日	名 称	制定改廃
平成 19 年 第 1 号	平成 19 年 1 月 11 日	平成 19 年 1 月 11 日	新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専 決に関する規程	制 定
平成 19 年 第 2 号	平成 19 年 1 月 11 日	平成 19 年 1 月 11 日	新潟市人事委員会電子計算機処理管理運営規 程	制 定
平成 19 年 第 3 号	平成 19 年 1 月 11 日	平成 19 年 1 月 11 日	新潟市人事委員会被服類貸与規程	制 定
平成 19 年 第 4 号	平成 19 年 3 月 30 日	平成 19 年 4 月 1 日	新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専 決に関する規程の一部を改正する規程	一部改正

平成 18 年度

人事委員会年報

平成 20 年 2 月 発行

新潟市人事委員会事務局
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

(市役所白山浦庁舎 7 号棟 1 階)

任用 TEL : 025-226-3515 (直通)

給与 TEL : 025-226-3518 (直通)

FAX : 025-265-3151